

5類感染症への移行後の府立学校における教育活動等について（概要版）

【5類移行後の主な内容】

- ◆ 濃厚接触者：特定は行われない
- ◆ 出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
- ◆ 臨時休業：罹患者（新型コロナウイルス感染症や類似症状による者）欠席率約15%を基準とし、保健体育課へ一報のうえ、学校医と協議し、学級閉鎖等を実施

平時

平時から求められる感染症対策

健康観察	<ul style="list-style-type: none">発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼び掛け児童生徒の健康状態を継続的に把握（毎日の体温チェック・提出等は不要）
換気の確保	<ul style="list-style-type: none">気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに、2方向の窓を同時に開けて換気十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターや空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を検討
手洗い等の手指衛生	<ul style="list-style-type: none">外から教室に入る時やトイレの後、昼食の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導
清掃・消毒	<ul style="list-style-type: none">一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保つことが重要清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要

陽性者が確認された場合の各学校の対応

感染状況に応じて、機動的に講すべき措置

出席停止

- 感染が判明した児童生徒等に対しては、出席停止の措置を講じつつ、ICTの活用等により、学習の機会を確保するなど、学びの保障の観点に留意
- 感染不安で休ませたいと相談のあった者等については、次にあげるような場合に、複数の学級閉鎖を実施しているなど、学年に感染拡大が見受けられる状況において、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」と扱うことを可能
 - ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、隔離して生活ができないなど他に手段がない場合、合理的な理由があると判断し場合
 - ・医療的ケア児や基礎疾患児について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきないと判断した場合

感染流行時

感染状況によって府教育庁から別途注意喚起

感染流行時に一時的に検討することが考えられる感染症対策

マスクの着用	教職員が着用する又は児童生徒に着用を促すこと（その場合にも着用を強いることのないようにすること）
活動場面ごとの感染症対策 各教科等、儀式の行事等 部活動、給食、登下校 等	「感染リスクが比較的高い活動」等に当たって活動場面に応じて、 <ul style="list-style-type: none">・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること・児童生徒等間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じること